

## 足立区施設営繕部「営繕工事週休2日（土日）モデル工事」試行実施要領

（目的）

第1条 この要領は、営繕工事における週休2日の取組みにおいて労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日の取組を行う営繕工事の実施を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- （2） 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。）から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間（12月29日から1月3日までをいう。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。
- （3） 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- （4） 4週8休以上 対象期間内の現場閉所（降雨、降雪等による予定外の閉所日を含み、原則、土曜日及び日曜日とする。）の日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- （5） 発注者指定方式 発注者が受注者に対して週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。

（対象工事）

第3条 この要領は、施設営繕部長が定める工事（発注者が営繕工事において労務費の補正等の試行を行う週休2日の取組を行う工事に適しないと判断した工事を除く。以下「対象工事」という。）に適用する。

2 対象工事の工事年間発注予定表及び特記仕様書には、「週休2日制確保工事」と記載する。

（発注方式）

第4条 対象工事は、全て発注者指定方式とする。

（積算方法等）

第5条 対象工事における労務費の積算方法及び変更方法は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 積算方法については、週休2日を前提に、別添により、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）をいう。）を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。
- （2） 変更方法については、週休2日（現場閉所率28.5%）を達成できなかった場合、別添により、労務費の補正係数を変更して工事費を積算し、当該契約における工事請負契約約款に定めるところにより、契約金額を減額変更する。

(対象工事である旨等の明示)

第6条 受注者は、対象工事である旨を工事看板等に明示するものとする。

(現場閉所の確認方法等)

第7条 現場閉所の確認方法については、受注者は次の各号について実施する。

(1) 工事着手前の場合にあつては、次のとおりとする。

ア 現場閉所の予定日を記載した実施工程表等を監督員へ提出し、週休2日が確保されていることの確認を受ける。

イ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう日程を調整したうえで実施工程表を作成するものとする。

ウ 実施工程表等については、必ず月毎の現場閉所率が判別できるよう作成する。また、対象期間の日付と曜日を必ず記載したうえで、休日(計画)を記入する。

(2) 工事着手後の場合にあつては次のとおりとする。

ア 「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所の日数の確認を受ける。

イ (1)ウで記入した休日が計画通りであった場合は、実施された休日が判別できるよう追記、修正等を行う。

ウ 工事工程計画の見直し等が生じた場合には、「実施工程表」等を修正し監督員へ作成提出し、都度確認を受けるものとする。分離発注工事の場合においては、受注者間で実施工程表の調整を行うものとする。

(3) 前2号のほか、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 現場閉所の日に作業が発生するような指示をしてはならない。

イ 設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施するものとする。

ウ 工事一時中止を行う場合など期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員と協議すること。

エ 統括安全衛生責任者を選任している場合は、当該責任者が実施工程表を管理し、必要な調整を行うものとする。

2 受注者は、下請契約の見積りについて、見積り条件に「本工事は、労務費の補正を行う週休2日制確保工事である」旨を明記し、施工体制台帳等(下請けとの契約書の写し、下請契約の見積書等をいう。)により、容易に確認できるようにするものとする。

付 則 (6足施中発第2019号 令和7年2月3日 部長決定)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別添（第5条関係）

### 週休2日制確保工事の実施に係る積算方法等について

1 週休2日制確保工事は、次の方法で労務費を補正した複合単価、市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）（以下「市場単価等」という。）により、工事費の積算を行うものとする。

#### 2 工事費の積算方法

##### (1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数 1.05 を乗じて補正し、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

##### (2) 市場単価等

市場単価は、以下の表1から表3までの「週休2日」の欄の補正率を乗じ、単価を補正する。建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても同様。なお、新築、改築及び全館無人改修の場合は新営補正率、執務並行改修の場合は執務並行改修補正率を用いて補正する。

##### (3) 変更方法

週休2日（現場閉所率 28.5%）を達成できなかった場合、労務費の補正係数を以下ア及びイのとおりに変更して工事費を積算し、工事請負契約約款第23条の規定に基づき契約金額を減額変更する。

##### ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数を乗じない。

##### イ 市場単価等

市場単価等は、補正率を乗じない。

表1 市場単価等の補正率（建築工事）

工種	新営補正率	執務並行改修補正率
仮設工事	1.03	1.03
土工事	1.03	1.03
地業工事	1.03	1.03
鉄筋工事	1.04	1.04
コンクリート工事	1.04	1.04
型枠工事	1.03	1.03
鉄骨工事	1.04	1.04
既製コンクリート	1.03	1.03
防水工事	1.02	1.09

防水工事（シーリング）	1.04	1.17
石工事	1.02	1.02
タイル工事	1.03	1.03
木工事	1.02	1.02
屋根及びとい	1.02	1.02
金属工事	1.02	1.11
左官工事（仕上塗材仕上）	1.04	1.04
左官工事（仕上塗材仕上以外）	1.04	1.18
建具（ガラス）	1.02	1.12
建具（シーリング）	1.04	1.19
塗装工事	1.04	1.18
内外装工事	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	1.02	1.10
ユニットその他	1.01	1.01
排水工事	1.03	1.03
舗装工事	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化	1.03	1.03
解体工事	1.03	1.03
解体工事（内装材）	1.05	1.05
撤去工事	1.05	1.05

表2 市場単価等の補正率（電気設備工事）

工種	摘要	新営補正率	執務並行改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
配線工事	600V 絶縁電線及び	1.03	1.20

	600V 絶縁 ケーブル		
電動機その他接続工事	金属可とう電線管	1.03	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接 地極埋 設票（金属製）	1.03	1.03

表3 市場単価等の補正率（機械設備工事）

工種	摘要	新営補正率	執務並行改修補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダク ト及び低圧チャンバー 類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気 口、ダンパー等の取付 手間のみ	1.04	1.25
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25